

○山梨県警察サイバー対処能力検定実施要領の制定について

〔令和 7 年 6 月 2 0 日〕
〔例規甲（サ対）第 6 4 号〕

山梨県警察サイバー対処能力検定実施要領

第 1 目的

この要領は、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の更なる強化を図るため、山梨県警察サイバー対処能力検定（以下「サイバー検定」という。）に関し必要な事項を定め、もって警察職員（以下「職員」という。）のサイバー空間の脅威に対処する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

第 2 山梨県警察サイバー対処能力検定委員会

1 設置

警察本部に山梨県警察サイバー対処能力検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、サイバー検定の実施について必要な事項を定めるとともに、サイバー検定を実施し、及びその級位を認定する。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 生活安全部サイバー犯罪対策課長

委員 山梨県警察の組織等に関する規則（昭和 4 2 年山梨県公安委員会規則第 1 号）第 2 2 条の 3 に定めるサイバー推進官

4 事務局

委員会の事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。

第 3 サイバー検定の級位

サイバー検定は、初級及び中級に区分して行い、対象となる知識及び技能は、別表第 1 の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

第 4 サイバー検定の受検対象

1 受検対象者

全ての職員（山梨県警察職員以外の警察職員を含む。）

2 受検資格

サイバー検定は、次の級位ごとに掲げられた者が受けることができる。

ア 初級 全ての職員

イ 中級 初級のサイバー検定に合格した者又は別表 1 の初級に応じる同表の右欄に掲げる知識及び技能を有すると認められる者

第 5 サイバー検定の実施

1 受検申請に係る手続

- (1) 委員会は各級位のサイバー検定を毎年度1回以上行うこととし、委員長は実施日時、場所その他必要事項をあらかじめ所属長に通知するものとする。
- (2) (1)の定めによる通知を受けた所属長は、所属職員に周知し、受検者を取りまとめた上で、級位ごとにサイバー対処能力検定受検申請書(第1号様式)により、事務局を通じて委員長に申請するものとする。

2 実施の細目

- (1) 初級 別紙1のとおりとする。
- (2) 中級 別紙2のとおりとする。

第6 サイバー検定の出題範囲及び難易度

1 出題範囲

各級位のサイバー検定の出題範囲及びその詳細は、別表第2のとおりとする。

2 難易度

別表第1におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識に係る問題の難易度は、次の級位ごとに掲げられた難易度とする。

ア 初級 独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)が実施するITパスポート試験と同程度の難易度

イ 中級 IPAが実施する基本情報技術者試験と同程度の難易度

第7 サイバー検定の合格基準

- 1 初級 学科試験及び技能試験において、それぞれ70%以上の成績であることをもって合格とする。
- 2 中級 70%以上の成績であることをもって合格とする。

第8 サイバー検定の合格の特例

1 サイバー検定の免除

次の級位ごとに掲げる職員については、当該級位の対象となる知識及び技能を有すると認める者として、当該職員の申請により、当該級位のサイバー検定を免除し、当該級位のサイバー検定に合格したものとすることができる。

(1) 初級

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 次のいずれかに該当する者

a IPAが実施する基本情報技術者試験又は応用情報技術者試験に合格した者

b IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者(以下「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」)

という。)

c 別表第3に掲げる資格を取得している者

(イ) サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

イ 他の警察機関で実施された初級のサイバー検定に合格した者

(2) 中級

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 次のいずれかに該当する者

a IPAが実施する応用情報技術者試験に合格した者

b 情報処理安全確保支援士試験に合格した者等

c 別表第3に掲げる資格を取得している者

(イ) サイバー対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

イ 他の警察機関で実施された中級のサイバー検定に合格した者

2 過去のサイバー検定の合格者に対する経過措置

令和6年度末までに実施された初級又は中級のサイバー検定に合格した者については、各級位の知識及び技能を有すると認める者として、当該級位のサイバー検定を免除し、当該級位のサイバー検定に合格したものとする。

3 下位のサイバー検定に係る特例

1 若しくは2により中級のサイバー検定に合格したものとされた者又は初級のサイバー検定を受けることなく中級のサイバー検定に合格した者は、初級のサイバー検定にも合格したものとする。

第9 中級の合格資格の更新及び失効

1 更新の対象となる者

中級のサイバー検定に合格した者（警察庁が認定する上級のサイバー検定に合格した者を除く。以下「中級合格者」という。）は、合格後の翌年度当初から起算して3年ごとの周期で、3により、その合格資格を更新しなければならない。

2 更新の周期

(1) 最初の更新

中級の合格資格の更新のための要件は、次に掲げる期間内に充足されなければならない。

(ア) 令和7年度以降に合格した者

合格後の翌年度当初から起算して3年の期間内

(イ) 令和6年度以前に合格した者

令和8年度から令和10年度末までの間

(ウ) 警察庁が認定する上級のサイバー検定の合格資格を失効した者

当該上級のサイバー検定の合格資格が有効であった最後の年度の翌年度当初から起算して3年の期間内

(2) 2回目以降の更新

2回目以降の更新のための要件が充足されなければならない期間は、前回の更新期限の翌年度当初から起算して3年の期間とする。

3 更新の要件

(1) 単位の認定及び資格更新のための検定による更新

中級合格者は、別表第4に应ずる講習の受講等により、10単位以上を取得し、かつ、2に定める期間のうち最終年度に委員会が実施する資格更新のための検定において、70%以上の成績であることをもって、その合格資格を更新することができる。

(2) 更新手続の免除による更新

中級合格者のうち、合格後の翌年度当初から起算して3年ごとの周期において、通算して1年以上、サイバー事案の捜査若しくは対策（企画、指導及び教養を含む。）又はこれらの技術支援に係る業務に従事した経験を有した者については、中級のサイバー検定の対象となる知識及び技能を現に有すると認められる者として、更新手続を免除し、その合格資格が更新されたものとすることができる。

4 中級の合格資格の失効・降級

中級合格者が3の更新の要件を満たさずにその合格資格の更新をできなかった場合には、中級の合格資格を失効させ、初級のサイバー検定の合格資格を有する者とする。

5 やむを得ない事情による更新の周期の扱い

他の機関への出向、育児休業その他のやむを得ない事由により合格資格の更新が困難であると認められる者については、2の周期を超えたときであっても、当該事由がやんだ日の翌年度当初から起算して3年の期間内に、3の要件を満たすことにより、その合格資格を更新することができる。

第10 実施結果の報告

委員会は、サイバー検定を実施したときは、級位ごとにサイバー対処能力検定実施結果報告書（第2号様式）により、その実施結果を山梨県警察本部長に報告するものとする。

第11 合格者の通知

委員会は、サイバー検定の合格者を決定したときは、級位ごとにサイバー対処能力検定合格者名簿（第3号様式）により、当該所属長に通知するものとする。

なお、他の機関の職員が合格した場合には、事務局は、遅滞なく、当該職員の所属長

にその旨を通知することとする。

第12 合格者台帳の作成・更新

1 合格者台帳への記載

委員会は、サイバー検定の実施後、遅滞なく、当該サイバー検定に合格した職員を記載したサイバー対処能力検定合格者台帳（第4号）を級位ごとに作成し、適切にその維持管理を行うこととする。

なお、当該台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）により調製することをもって、これに代えることができる。

2 合格者台帳の更新

委員会は、事務局をして、中級合格者がその合格資格を更新できなかった場合又は異動、退職等により各級のサイバー検定の合格者の状況に変更が生じた場合には、遅滞なく、合格者台帳の更新を行い、最新の状況を常に把握するものとする。

第13 所属長の責務

所属長は、職員に対してサイバー対処に関する知識及び技能の向上について啓発し、職員が積極的にサイバー検定を受検できるような環境醸成に配慮するとともに、サイバー検定の合格者をサイバー対処に係る専務員として登用するなど、諸対策を推進するものとする。

別紙 1

初級のサイバー検定の実施の細目

1 実施責任者

山梨県警察サイバー対処能力検定委員会副委員長とする。

2 サイバー検定の方式

初級のサイバー検定は、電子計算機その他電子機器を利用した学科試験及び技能試験により行うものとする。ただし、電子計算機その他電子機器を利用することができないときは、筆記によりこれを行うものとする。

3 検定問題

- (1) 検定問題は、事務局が作成する問題を用いる。
- (2) 学科試験の問題の数は、50問以内とする。
- (3) 技能試験の問題はインターネット端末を利用して回答を導く方式とし、問題の数は、10問以内とする。
- (4) サイバー検定の終了後、出題した検定問題並びに解答及び解説を公表してはならない。

4 サイバー検定の実施

- (1) 学科試験の時間は、1時間とする。
- (2) 技能試験の時間は、30分間とする。
- (3) 実施責任者は、サイバー検定の終了後、監督員をして、使用した問題用紙及び資料を確実に回収させ、及び処分させることとする。

5 既合格者の取扱い

令和6年度末までにおいて初級のサイバー検定に合格した者は、新たに受検することを要しない。

別紙 2

中級のサイバー検定の実施の細目

1 実施責任者

山梨県警察サイバー対処能力検定委員会副委員長とする。

2 サイバー検定の方式

中級のサイバー検定は、原則として筆記試験によるものとする。ただし、実施責任者は、受検者数等の状況に応じて、電子計算機その他電子機器を利用した回答方式に変更することができる。

3 検定問題

- (1) 検定問題は、警察庁が作成・配付する問題（以下「共通問題」という。）を用いる。
ただし、実施責任者は、共通問題のうち5問以内については、事務局で作成した問題と差し替えることができる。
- (2) 検定問題は選択式とする。
- (3) 検定問題の数は、30問とする。
- (4) サイバー検定の終了後、出題した検定問題並びに解答及び解説を公表してはならない。
- (5) 過去の能力検定で一度使用した共通問題を再度出題してはならない。

4 サイバー検定の実施

- (1) サイバー検定の時間は、1時間30分とする。
- (2) 実施責任者は、サイバー検定の終了後、監督員をして、使用した問題用紙及び資料を確実に回収させ、及び処分させることとする。

5 既合格者の取扱い

令和6年度末までにおいて中級のサイバー検定に合格した者は、新たに受検することを要しない。ただし、合格資格の更新のための受検は妨げない。

別表第 1

サイバー検定の対象となる知識及び技能

級位	知識及び技能
初級	- サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識 - サイバー対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの - サイバー空間における犯罪に関する通報・相談を受けた際に、その内容を理解し、適切に事件主管課に報告できる程度の知識及び技能
中級	- サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識 - サイバー対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー対処に従事するために必要なもの - ネットワーク利用犯罪に的確に対処できる程度の知識及び技能

別表第2

出題範囲

出 題 範 囲		初級	中級
サイバー事案に関する知識	関係法令及び捜査手続に関すること。	○	○
	情報技術の解析の活用に関すること。		○
	痕跡等の追跡に関すること。		○
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	各種インターネットサービスに関すること。	○	○
	各種サーバ及びネットワークに関すること。		○
	各種ログに関すること。		○
	各種不正プログラムに関すること。		○
	情報セキュリティに関すること。	○	○
サイバー対処に関する知識及び技能	サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	○	○
	サイバー対処に従事するために必要なもの		○

出題範囲の詳細

出題範囲	詳細
関係法令及び捜査手続に関すること。	サイバー事案の類型・概要、関係法令、違法情報及び有害情報、サイバーテロ及びサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）の概要、サイバー捜査の流れ、プロバイダ及びSNS事業者等に対する通信記録等の差押え、リモートアクセスに係る捜査手続、被疑者宅における捜索、差押え及び検証、捜査上の留意事項等
情報技術の解析の活用に関すること。	情報技術の解析の概要、パソコン、携帯電話機及び電磁的記録媒体並びに各種ログ等の解析、電磁的記録の取扱等
痕跡等の追跡に関すること。	痕跡等の追跡及び実態解明の必要性、匿名化通信技術の概要、証拠保全に関する留意事項、国際照会、国際捜査共助、外国の機関、団体等に対する協力要請等、広域性への対応等
各種インターネットサービスに関すること。	インターネット、プロバイダ（ISP）、IPアドレス、ドメイン名、電子メール、FTP、telnet、IX（Internet Exchangepoint）、ネットオークション、暗号資産、ネットバンキング、SNS、ダークネット、Tor、クラウド、IoT、CDS、コンテンツ事業者等
各種サーバ及びネットワークに関すること。	WWWサーバ、DNSサーバ、SMTPサーバ（メール）、POP及びIMAPサーバ（メール）、FTPサーバ、プロキシサーバ、NTPサーバ、データベースサーバ、認証サーバ、ブロードバンドルータ、WiFi、VPN、仮想サーバ（VPS）等
各種ログに関すること。	アクセスログ、認証ログ、システムログ、messages、syslog、lastlog、sulog、cookie等
各種不正プログラムに関すること。	スパイウェア、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、ランサムウェア、ボット、キーロガー、バックドア等
情報セキュリティに関すること。	脆弱性、不正のメカニズム、攻撃者の種類及び動機、サイバー攻撃（SQLインジェクション、DoS攻撃、標的型メール攻撃、水飲み場型攻撃、XSS、フィッシング等）、暗号化技術等
サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	事情聴取、資料等に基づく事案概要及び被害状況の把握・報告、被害拡大の防止措置、捜査における証拠保全等の協力要請
サイバー対処に従事するために必要なもの	発信元及び経路の特定、実態解明の推進、被疑者の犯人性の立証等

別表第3

サイバー検定の免除に当たり参考とすべき資格

認定団体	資格
独立行政法人情報処理推進機構（IPA）	情報セキュリティスペシャリスト
	テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）
	ネットワークスペシャリスト（平成21年以降に取得したものに限る。）
	テクニカルエンジニア（ネットワーク）
	システム監査技術者（平成21年以降に取得したものに限る。）
ISC2	CISSP（Certified Information Systems Security Professional）
	SSCP（Systems Security Certified Practitioner）
ISACA	CISA（Certified Information Systems Auditor）
	CISM（Certified Information Security Manager）
SANS Institute	GSLC（GIAC Security Leadership Certification）
	GSNA（GIAC Systems and Network Auditor Certification）
	GXPN（GIAC Exploit Researcher and Advanced Penetration Tester Certification）
	GREM（GIAC Reverse Engineering Malware Certification）
	GCIAC（GIAC Certified Intrusion Analyst Certification）
	GCIH（GIAC Certified Incident Handler Certification）
	GSEC（GIAC Security Essentials Certification）
EC-Council	CEH（Certified Ethical Hacker）
その他上記資格と同等程度であるものとして別途通知する資格	

別表第4

中級の合格資格の更新に係る講習等

No.	単位取得対象となる講習等	単位
1	警察大学校における「サイバー捜査研修科」の修了	10
2	全国規模専科「サイバー技術（応用）」、警察大学校附属警察情報通信学校情報通信技術専科「情報技術解析Ⅰ（情報技術解析ⅠA・ⅠB）」、管区規模専科「情報技術解析」（これに相当する課程を含む。）の修了	
3	警察庁が主催するサイバーコンテストへの出場	
4	警察庁が実施する民間委託教養等の受講	
5	I P Aが実施する応用・基本情報技術者試験以上の合格	
6	上級の能力検定を受け50点以上70点未満の成績を修めること又は中級の能力検定の再合格	8
7	山梨県警察高度サイバー人材育成プログラムにおける研修の修了	
8	全国規模専科「サイバー技術（基礎）」（これに相当する課程を含む。）の修了	5
9	山梨県警察が実施するサイバー犯罪捜査実務専科の修了	
10	山梨県警察サイバーセキュリティ競技会への出場	4
11	山梨県警察サイバーセキュリティ競技会での入賞（団体又は個人において3位以内） ※No10に単位を加算する。	3
12	I P Aが実施するI Tパスポート、情報セキュリティマネジメント及び同程度の合格	
13	山梨県警察サイバー対処能力検定委員会が指定する教養訓練、講習、講話等の受講	1
14	山梨県警察学習支援eラーニングシステム「山峡（やまがわ）塾」のうちサイバー関連学習の指定期間内の履修（1回ごと）	
15	その他中級の能力検定に合格した者の知識及び技能を維持向上させる効果があるものと認められる教養の受講等	別途通知